

## 資料

- 1 障害福祉計画の策定に向けて
- 2 障害福祉計画作成上の留意点について
- 3 基本指針(案)

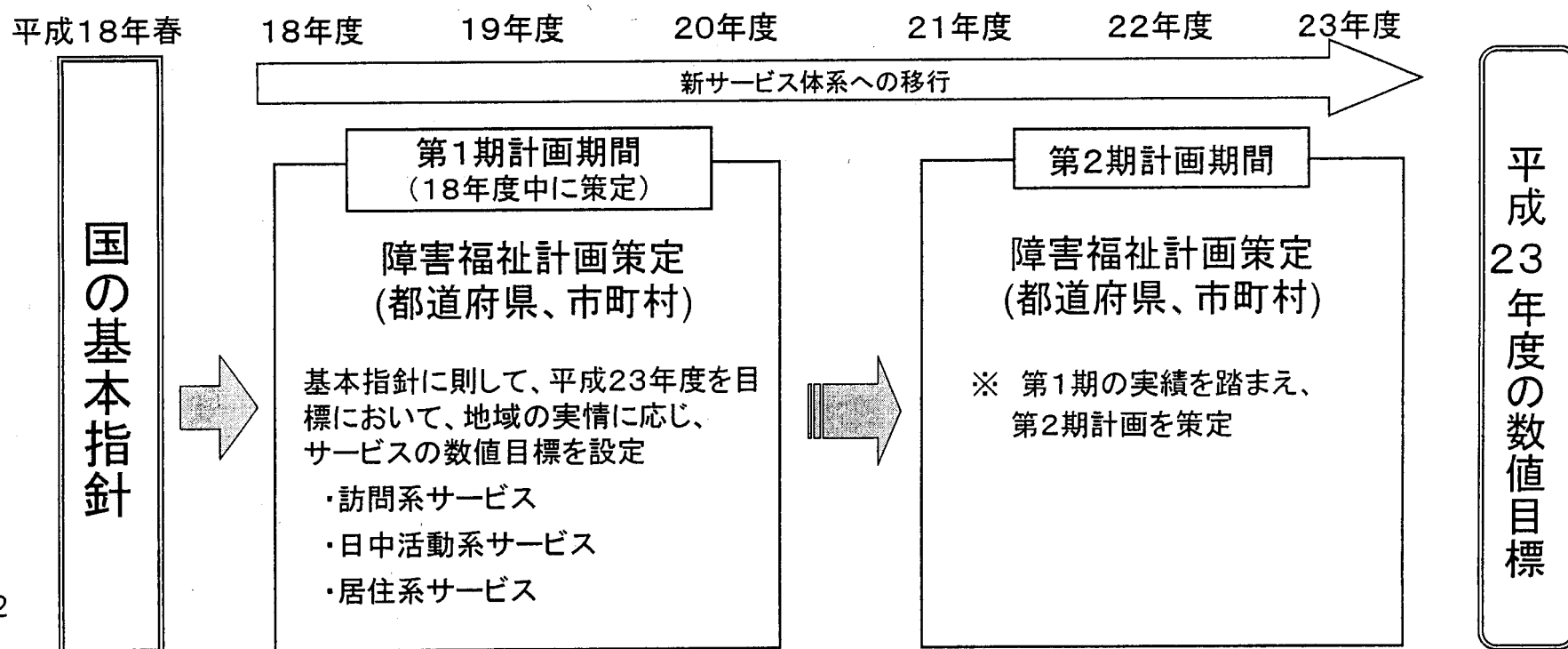
**障害福祉計画の策定に向けて**

**2006年5月15日**

**厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部**

## 障害福祉計画について

- 国は、「基本指針」において、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組みなど、下記の事項について定めるものとする
  - ・障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
  - ・市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
  - ・その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 市町村及び都道府県は、国の「基本指針」を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら数値目標を設定し、平成18年度中に平成20年度までを第1期とする障害福祉計画を策定するものとする



## 障害福祉計画の基本的理念

市町村及び都道府県は、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

### 1. 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めること

### 2. 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図ること

### 3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めること

## 障害福祉サービスの基盤整備：数値目標の設定が鍵

### 基本的考え方

障害福祉サービスの基盤整備に当たっては、障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を行うこととする

#### 1. 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

・立ち後れている精神障害者などに対する訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

#### 2. 希望する障害者に日中活動サービスを保障

・小規模作業所利用者の法定サービスへの移行等を推進することにより、希望する障害者に適切な日中活動サービスを保障

#### 3. グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

・地域における居住の場としてのグループホーム・ケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める

#### 4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

・就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大

## 数値目標の設定のポイント

○まず、就労や地域移行等について、目指す方向を明示する。

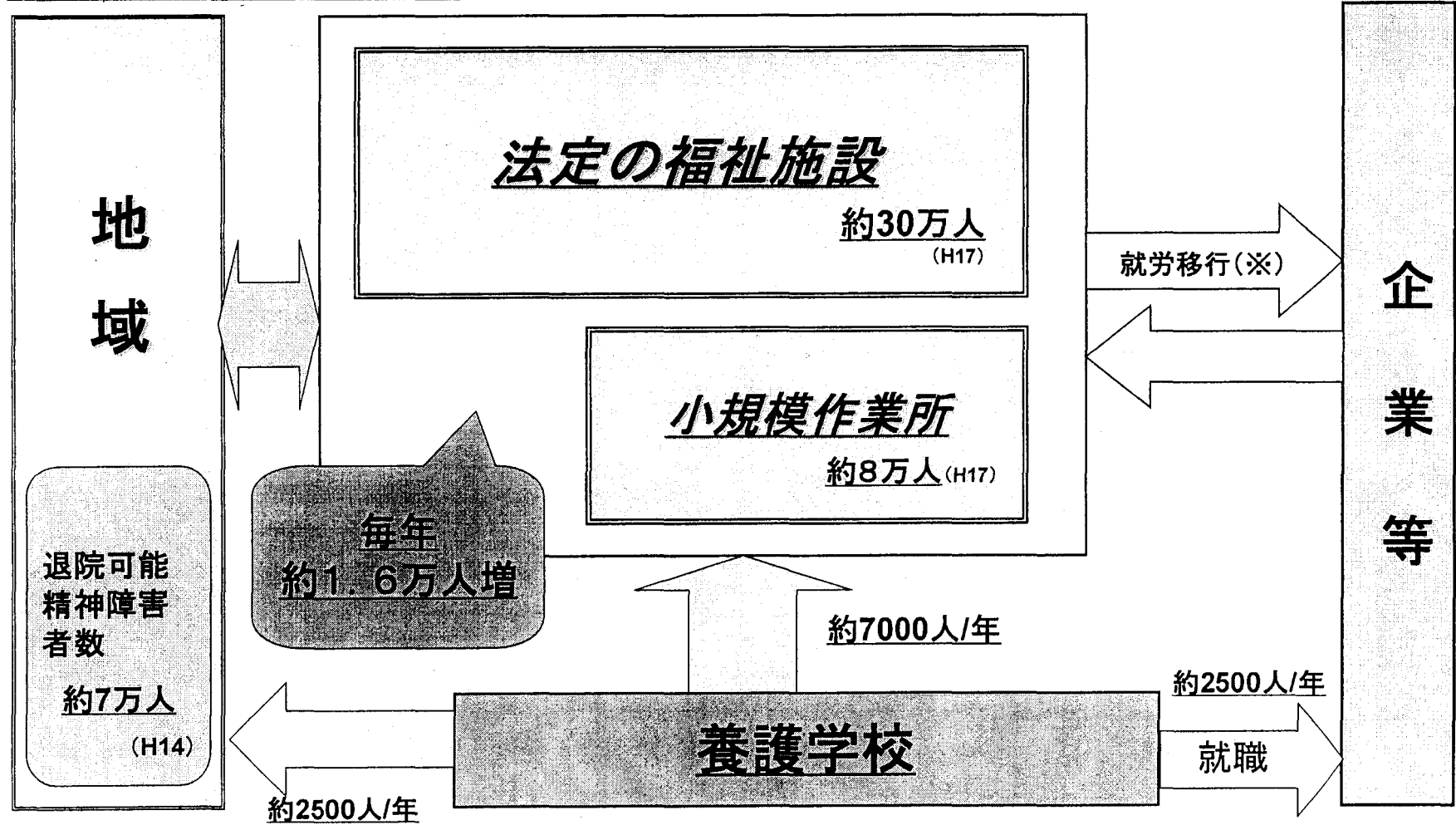
⇒地域内のサービス提供体制を見直し、一般就労への移行、工賃水準の引き上げ、地域生活への移行を進めるという視点が重要

○成功事例等を参考に、「どうやったらできるか」を考える。

○ 地域生活や一般就労への移行を進める観点から、まず、下記の成果に関する目標値を設定し、その上で各サービスごとの数値目標を設定する

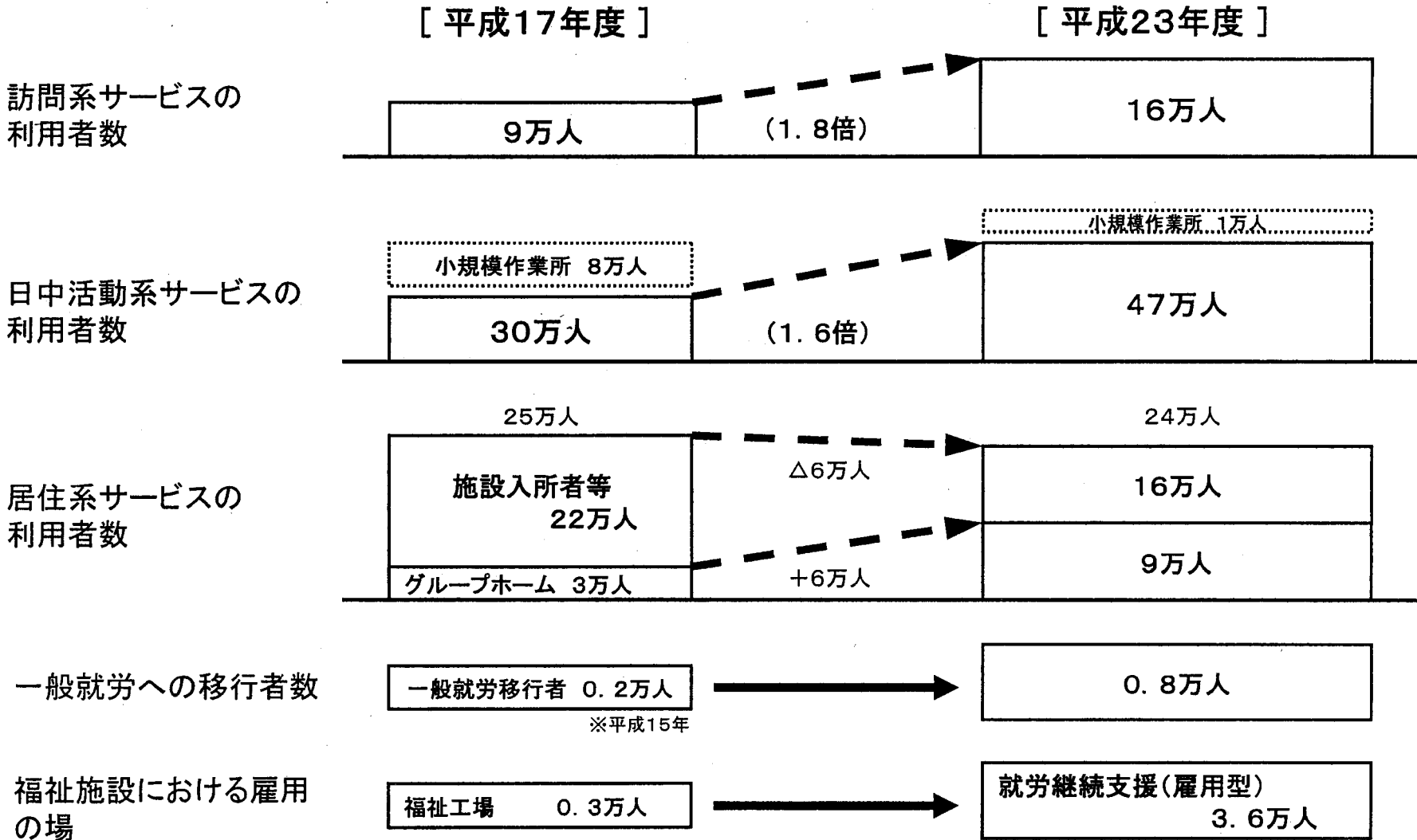
- 1 平成23年度末までに、現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざす  
⇒ これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する
- 2 平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という。平成14年患者調査で約7万人)の解消をめざす  
⇒ これにあわせて、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める
- 3 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることをめざす  
⇒ これにあわせて、福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、就労継続支援利用者のうち、3割は雇用型をめざす

# 障害者の福祉施設利用の動向



注) 法定の福祉施設からの移行者は年間約2000人(平成15年度)

# サービス利用者の将来見通し



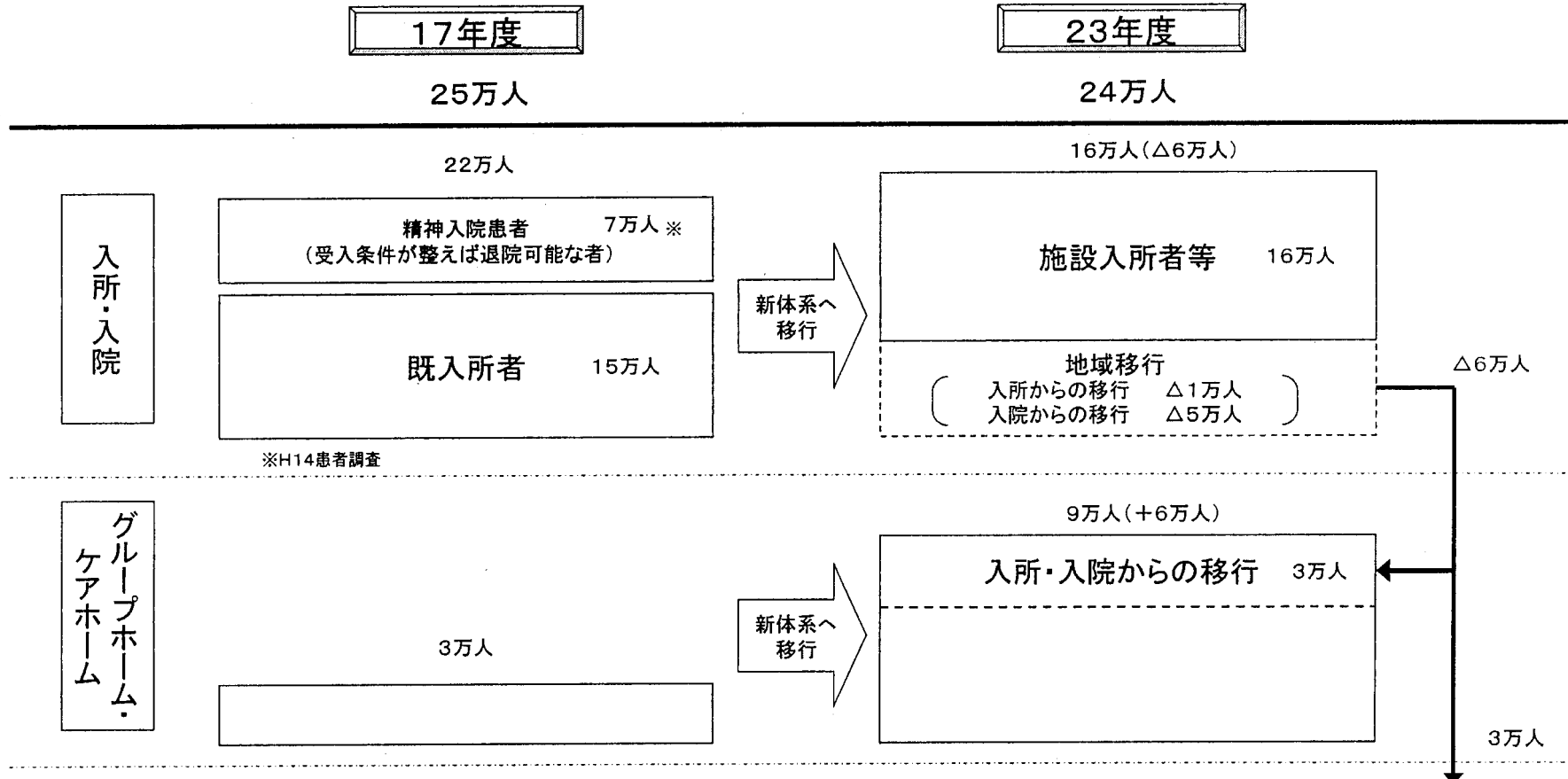
※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある



# 居住系サービス利用者の将来見通し

## ＜推計の考え方＞

- 自立訓練事業等の実施に伴う施設入所からグループホーム・ケアホーム等への移行を推計。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神入院患者の退院促進に伴う利用者数を推計。



8 ※ 計数については、端数処理を行っているため、積み上げと合計が一致しない場合がある

福祉ホーム・一般住宅等へ

## 障害福祉計画に盛り込むべき就労関係の目標について

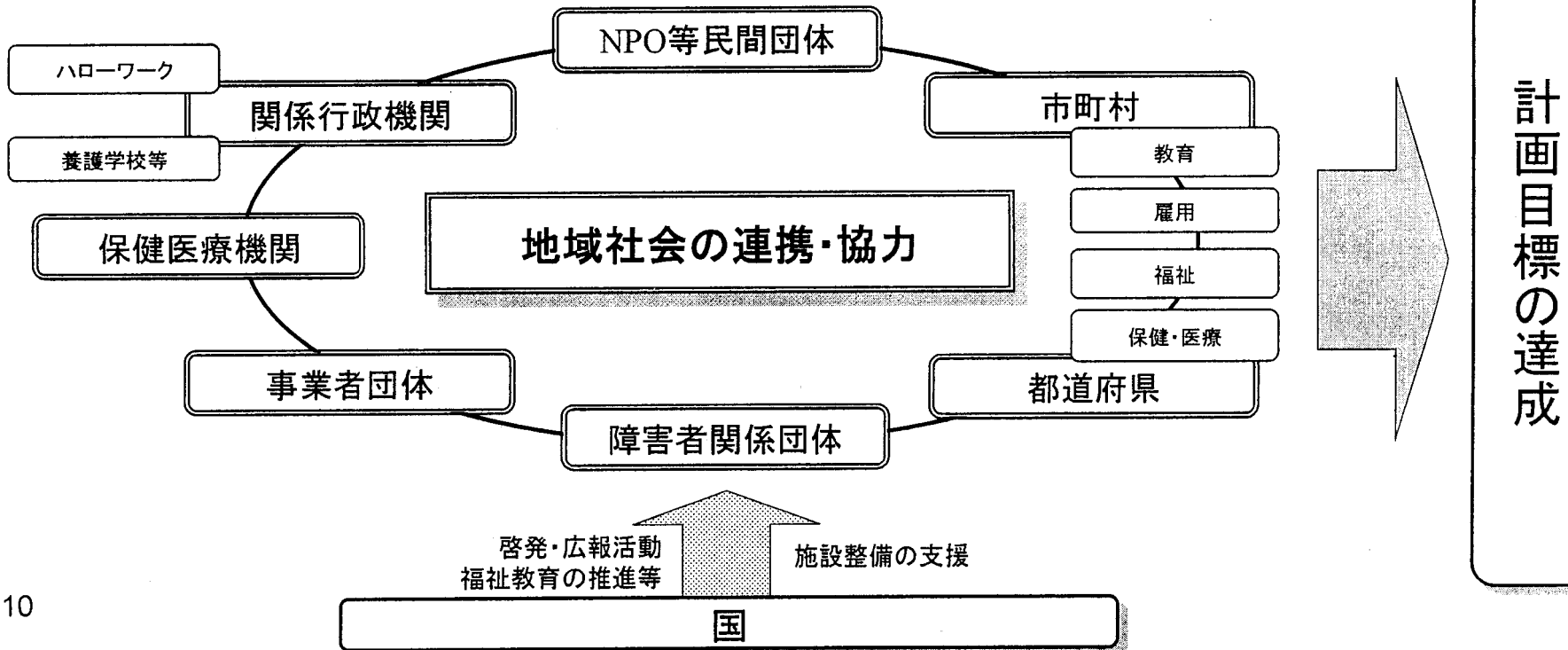
障害福祉計画における「平成23年度中に、福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とする」という数値目標の達成に向けて、障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局及び都道府県労働局等と連携して、平成23年度において下記の目標を達成することを目指す。

1. 現在の福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用
2. 福祉施設から一般就労へ移行する者について、
  - ① 全ての者がハローワーク、障害者就業・生活支援センターによる支援を受ける
  - ② 3割が障害者委託訓練を受講する
  - ③ 5割が障害者試行雇用(トライアル雇用)の開始者になる
  - ④ 5割が職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を受けることを目標として取り組む。

# 目標達成に向けて:地域皆で障害者を支える体制づくり

- 計画目標の達成に向けて、地域全体で障害者を支える力を高める観点から、関係者のネットワークの構築、強化が何よりも重要。その意味では、相談支援体制の整備が鍵であり、その核心は地域自立支援協議会。
- 計画づくりは、地域の関係者の絆を深める絶好の機会。また、数値目標の達成のためには関係者のチームワークが継続することが必要であり、作成後のフォローも見通して、作業を進めることが必要

## 目標達成に向けたネットワークの構築



# 働く意欲や能力のある障害者の就労支援

## 【福祉分野における課題】

- 施設を出て就職した者の割合が少ない。(施設利用者の1%)
- 授産施設の工賃が低い(平均月額15,000円)。
- 離職した場合の再チャレンジの受け皿がなく、就職を躊躇する傾向がある。
- 養護学校卒業者のうち、約6割が福祉施設へ入所しており、就職者は約2割にとどまっている。
- 雇用施策、教育施策との連携が不十分

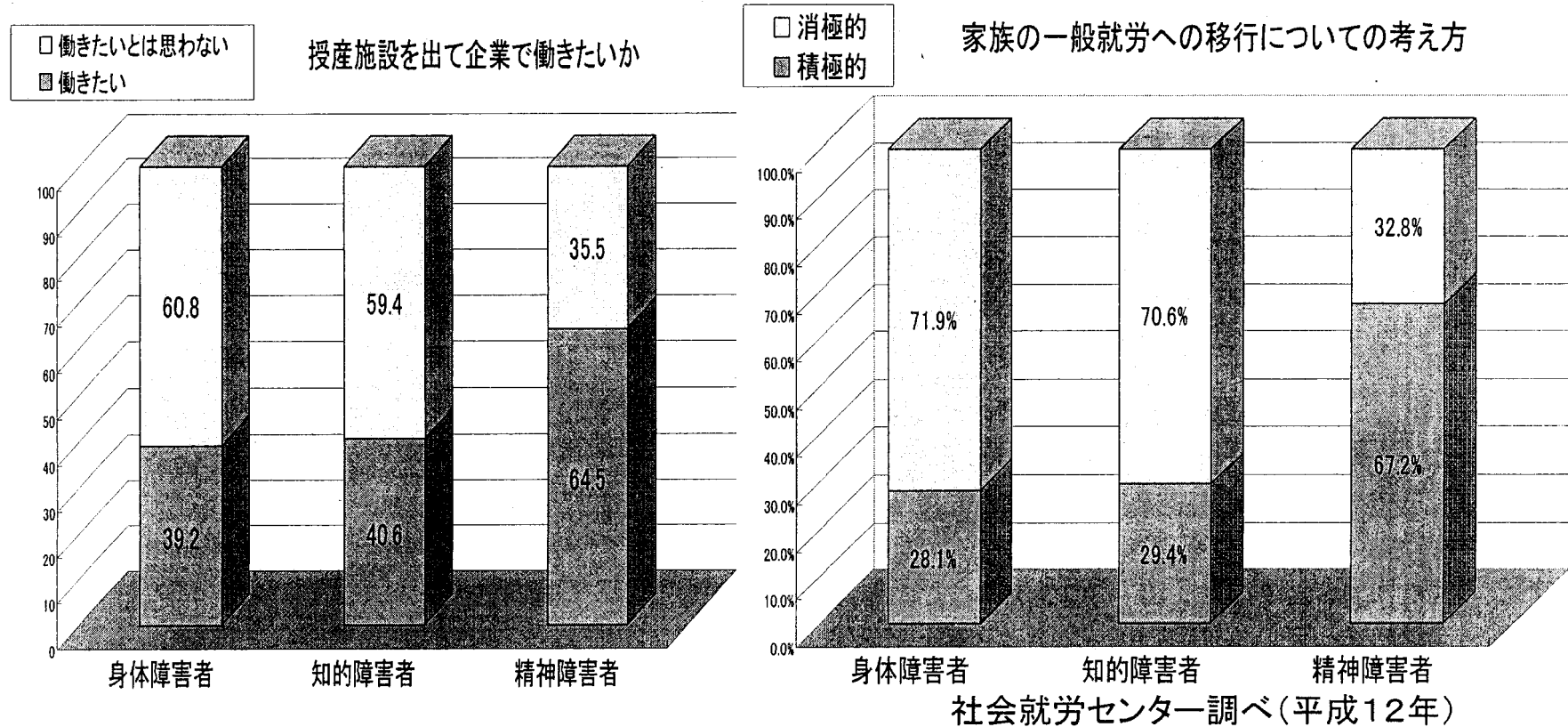
## 【障害者自立支援法による改革】

- 福祉施設利用者や養護学校卒業者に対し、一般就労に向けた支援を行う「就労移行支援事業」を創設
- 障害福祉計画において、就労関係の数値目標を設定
- 定員要件を緩和し、離職者の再チャレンジや地域生活の移行に対応
- 支援を受けながら働く「就労継続支援事業」に目標工賃を設定し、達成した場合に評価する仕組みを導入
- 福祉・労働・教育等の関係機関が地域において障害者就労支援ネットワークを構築し、障害者の適性に合った就職の斡旋等を実施

障害者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できる社会へ

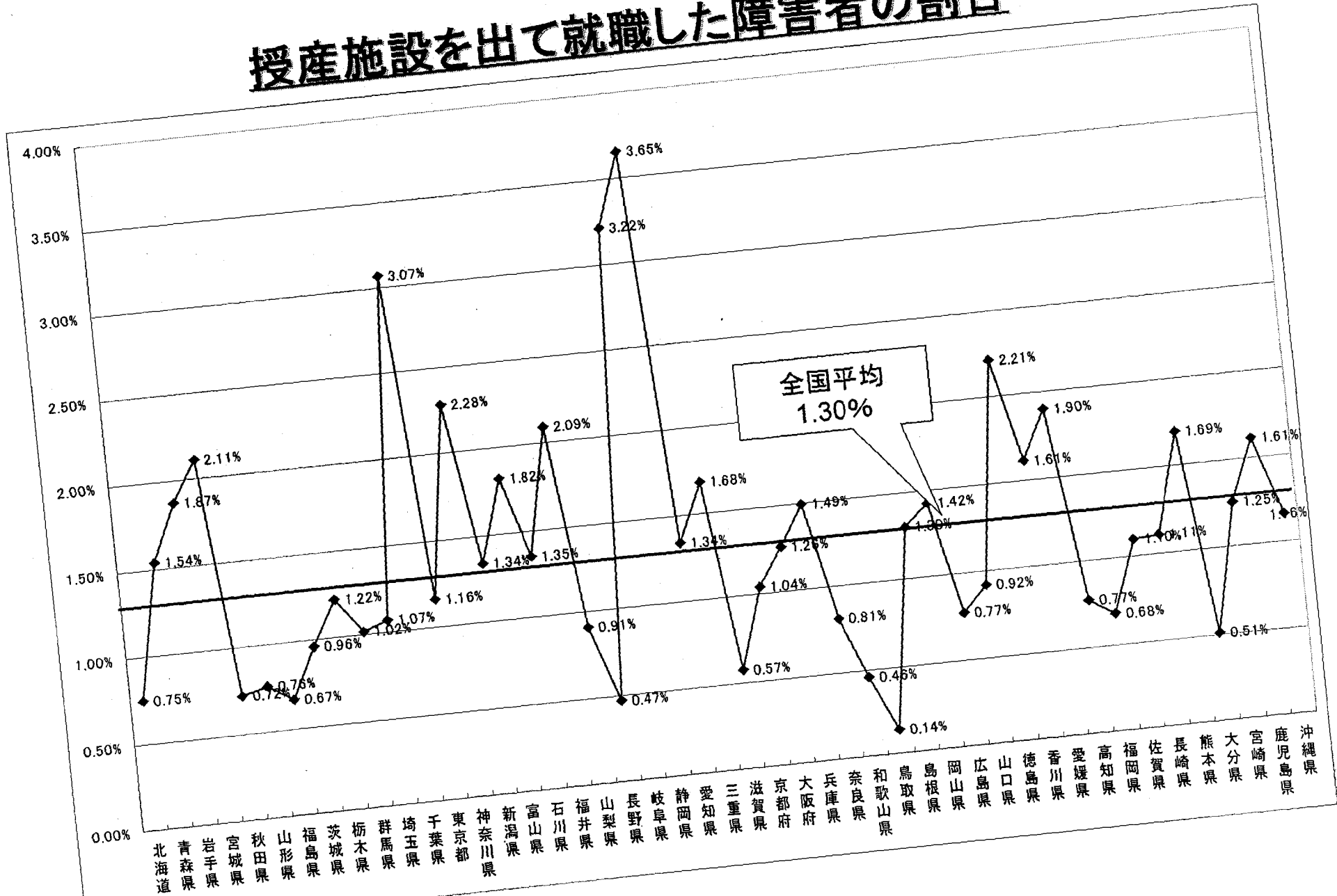
# 一般就労への本人と家族の希望等

養護学校の卒業生(12,000人)の半数以上(55%)が福祉施設へ



12 しかし実際に就職のために施設を出た人は年間1%程度

# 授産施設を出て就職した障害者の割合



## 授産施設の工賃分布(時給換算)

